

国指定天然記念物
成東・東金食虫群落について

①食虫植物とはどんなもの？

- ・ 栄養が乏しい湿原などで生きるため、昆虫などを捕えて栄養を吸収する植物
- ・ 世界で約780種、日本で20種、千葉県で9種

成東・東金食虫植物では下記2タイプ、8種

吸い込み式・・ミカキグサ、ホサキノミカキグサ、ムラサキミカキグサ

イタヌキモ<復元>

鳥もち式・・シロバナナガバナノイモチソウ、イモチソウ、モウセンゴケ、

コモウセンゴケ



ホザキノミミカキグサ



シロバナナガバノイシモチソウ



イヌタヌキモ (復元)



モウセンゴケ

②成東・東金食虫植物群落 なぜ大事？

- 8種類の食虫植物があるのは日本ではここだけ
- その他に約440種の植物、昆虫・動物・鳥類生息



九十九里平野では希少な生き物の楽園

③国の天然記念物 どうして？

- ・大正8年 文部省技官による調査報告

「一帯は湿潤なる沼野にして、特異の湿性植物多く、中でも食肉植物（食虫植物）が種類に富み、かつ、多数自生するところは稀であり原型のまま保存すべき」

- ・大正9年7月17日 日本で最初の指定天然記念物

名称：成東町肉食植物産地

面積：38,743m²



成東・東金食虫植物群落（指定地範囲）

④保護・増殖活動：好適な環境の提供

☆平成4年策定の維持管理計画による

- ・日射確保・・・アシ・ヨシの除草→土壌の栄養分増加防止
- ・水位維持・・・ポンプによる川水供給→草原化防止
- ・H18再指定地(戦後食糧増産時に田畑になった所)

表土剥ぎ取り・・・栄養分の溜まった土を除去し、再生を促す

※文化庁に現状変更許可申請し許可後に実施

食虫植物群落の回復をめざして

天然記念物「成東・東金食虫植物群落」生育環境整備事業報告書

平成3年3月

成東町教育委員会

⑤保護・増殖活動の実際 誰がどのように？

- ・年間10回の代表的な活動（別紙のとおり）
- ・活動の担い手 愛土会、成東・東金食虫植物群落を守る会
- ・日々の活動 成東・東金食虫植物を守る会
個票の設置・撤去、見学者への説明など

※個票・・・その時に観察できる植物のネームプレート



再指定地草刈り



ススキ株の土落とし作業



ススキ株の掘り取り作業



野焼き



植生調査



親子教室



テレビ取材協力

国指定天然記念物「成東・東金食虫植物群落」
保護増殖調査(2000-2003)報告書

2003年(平成15年)3月

成東町・東金市教育委員会

⑥究極的な目標 ゴールはどこを目指す？

- ・ミュージアムパーク構想を参考に（次のスライド）

「成東・東金食虫植物群落」ミュージアムパーク構想

群落復元・観察ゾーン

(追加指定候補地 太点線内)

多目的施設

(ビジターセンター・管理センター)

- 展示室・管理事務室・会議室
- 資料室・講義室・調査研究室
- 作業倉庫

群落保全ゾーン

(現指定地 太実線内)



(子供教室)



池の水はポンプアップし、丘の上から流す。
水路や池にはヨシ、マコモ、ヒメガマなど。
丘と作田川の土手にはハンノキ、ヤナギ類。

⑦目標達成に向けて 何が必要か？

- 食虫植物群落担当の専門職員の採用

維持管理計画策定委員会をリードし、究極の目標を達成する求心力として是非とも必要

- 必要な費用の原資を集める事

- ◎ふるさと納税

- ◎ガバメントクラウドファンディング

⑧ふるさと納税

ふるさとさんむ応援寄付金 寄付金の使い道の内容文

(1)環境保護に関する事業 →別紙、原文のまま

(2)地域教育力の向上に関する事業

☆下記を追加する

郷土愛醸成事業

子どもたちに市内の文化財（歴史・文化）に触れる機会を設けて、郷土への理解・愛着を育む機会（学習会など）を提供すると共に文化財の維持・管理費用に活用します。

⑨ガバメントクラウドファンディング

☆案・境界柵設置

日本で最初に天然記念物として指定された 成東・東金食虫植物群落の境界柵を設置し、その貴重な自然を後世に伝えたい！

目標金額 15,000,000円
期 間 平成32年3月31日まで

概 要

成東・東金食虫植物群落は、モウセンゴケなど8種類もの食虫植物が生息する日本で唯一の貴重な湿原です。大正9(1920)年、日本で最初の天然記念物に指定されました。

周辺環境の変化により、食虫植物の生育に厳しい状況になりつつありますが、市民や保護団体の協力を受け、維持・管理に努めています。

食虫植物群落と隣地境界の柵を整備します。

同群落の指定当初の面積は38,743㎡ありました。

ところが、太平洋戦争後の食糧増産のため耕地化された範囲の指定が解除されました。

同群落の柵は指定解除後の範囲と隣地境界に沿って設置されました。

平成18年に耕地化された範囲が再指定されましたが、その部分には境界柵が設置されていません。

境界が不明確なため、誤って進入してしまう事案が度々発生しています。

指定から100年を迎える同群落を後世に伝えるため、

境界柵を設置し、指定範囲を明確にした上で保護・増殖活動を行ってまいります。